

優良住宅部品認定基準「サッシ」「改修用サッシ」「便器」を改正しました

2018年7月13日
一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、優良住宅部品認定基準「サッシ」「改修用サッシ」「便器」の改正を行い、2018年7月13日付で公表・施行しました。

「サッシ」「改修用サッシ」の優良住宅部品認定基準（以下「BL認定基準」という。）は、供給の実態に併せた改正、要件を明確にするための改正、引用 JIS 規格の改正等に伴う改正を行いました。

「便器」の BL 認定基準は、搬送性能試験で使用するトイレトペーパーの条件を緩和しました。

1 サッシ・改修用サッシ

1) 供給の実態に併せた改正

a) 「下棧パネル」を「車椅子用パネル」に名称変更

車椅子用下框に併せて、「下棧パネル」を「車椅子用パネル」に名称を変更します。

b) 引き形式・開き形式・FIX 形式における連窓・段窓の要件変更

引き形式の引違い、開き形式の片開きドア及び FIX 形式のみ連窓・段窓の構成要件が定められており、他の形式で使用できることが不明確であったため、全ての形式において連窓・段窓として使用できることを明記します。

c) 引違い窓（掃き出し窓）における要件変更

引違い窓は、外側のガラスが清掃できるよう「やり返しができること」を要件としております。市場では、引違い窓（掃き出し窓）に把手を設けることが多くなっており、その場合は「やり返しができること」の要件が満たせなくなります。しかし、掃き出し窓においては、室外から外側のガラスの掃除が可能であるため、本 BL 認定基準からは除外するよう要件を変更します。

d) 遮音型サッシ及び窓における要件変更

引違い形式の遮音型サッシ及び窓の場合、以前は換気機構を付けると遮音性能が基準を満たせる製品がなく、換気機構は付けないことを要件としておりました。しかし、現状は、換気機構を付けたとしても遮音性能が基準を満たせる製品が増えてきたため、本 BL 認定基準からは除外するよう要件を変更します。

e) 構成部品の材料における規格の追加

構成部品の材料の「ステンレス」において、塩害対策で使用する「SUS316」の規格を例示仕様として追加します。

問い合わせ 担当部署：住宅部品事業推進部 企画開発課

連絡先：03-5211-0572

f) パネルを用いた場合における要件変更（「改修用サッシ」のみに適用）

改修用サッシ及び窓にパネルを用いた場合について、構成部品の定義や要件について追加します。

2) 要件を明確にするための改正**a) 構成要件の表記内容の明確化**

部品に求める要件の一部を「構成要件」として別表で表記していましたが、「部品の構成」の表に統合します。

b) 「使いやすさに配慮したサッシ及び窓」の要求レベルを明文化

本 BL 認定基準で定義されている「使いやすさに配慮したサッシ及び窓」は、1997年に長寿社会対応サッシとして基準化され推奨仕様となりました。その後、品確法が制定された際に高齢者等配慮対策等級 5 相当が現在の付加認定基準 (BL-bs) として、本 BL 認定基準に追加されました。

一方、旧 BL 認定基準で長寿社会対応サッシとしていた要件は、「使いやすさに配慮したサッシ及び窓」（品確法の高齢者等配慮対策等級 3 相当）として本 BL 認定基準の要求事項に位置付けられましたが、それが推奨仕様であるか明記がされず誤解されることがあったため、改めて推奨仕様として「高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓」を規定します。

また、「高齢者等の使いやすさに配慮したサッシ及び窓」の構成部品である「彫込み引手」の記載方法を修正します。

c) ねじの取付けにおける施工方法の文言修正（「改修用サッシ」のみに適用）

耐風圧性能が S-7 の場合のねじの施工方法の説明について、当初、標準仕様として開発された工法は現行基準の施工方法に適合できますが、各社個別の仕様となる工法については適合できない場合があるため、要件の見直しを行います。

3) JIS 規格改正に伴う BL 認定基準の改正**a) 最新版の引用 JIS 規格の更新****4) 図版の差替えに伴う BL 認定基準の改正（「サッシ」のみに適用）****a) 本 BL 認定基準内で使用している図版の差替え**

2 便器

1) 性能試験条件に関する改正

a) 搬送性能試験で使用するトイレトペーパーの条件緩和

搬送性能試験で使用するトイレトペーパーは、JIS P 4501 に定めるシングル仕様のトイレトペーパーとしておりましたが、昨今、トイレトペーパーの JIS 製品が減少して入手が困難となっているため、「JIS P 4501 に定めるシングル仕様のトイレトペーパー又は同等品を使用すること」とします。

同等品の定義として、下記 3 点の条件を満たすこととします。

- ・シングル仕様のトイレトペーパーであること。
- ・エコマーク認証^{※1}を取得しているトイレトペーパーであること。
- ・JIS P 4501 で定める寸法のうち、紙幅の規定^{※2}を満たしていること。

※1：エコマーク認証取得要件については、(公財)日本環境協会発行「エコマーク商品類型 No.108 衛生用紙 Version2.10 認定基準書」の基準を満たしていること

※2：JIS P 4501 での紙幅の規定は、114mm(±2)としている



以 上

問い合わせ 担当部署：住宅部品事業推進部 企画開発課

連絡先：03-5211-0572